

特定間伐等の実施の促進に関する基本方針

平成 25 年 9 月
島根県

特定間伐等の実施の促進に関する基本方針

平成 25 年 9 月 18 日森第 945 号

この特定間伐等の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下「間伐特措法」という。）第 4 条第 1 項の規定により、島根県内の森林（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 1 項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間伐又は造林で平成 32 年度までの間に行われるものであって、種穂（林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 3 条第 1 項に規定する種穂をいう。以下同じ。）の採取の用に供する樹木の増殖以外のもの（以下「特定間伐等」という。）の実施の促進に関する基本的な方針であり、間伐特措法第 3 条第 1 項の規定による「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（平成 25 年 6 月 24 日付け農林水産大省告示第 2072 号）に則するとともに、森林法第 5 条第 1 項の規定に基づき樹立した本県の地域森林計画（江の川下流森林計画区、斐伊川森林計画区、隠岐森林計画区、高津川森林計画区）に適合して、次のとおり定めるものとする。

1 本県の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

国はこれまで、平成 19 年度から平成 24 年度までの 6 年間で、全国で年平均 55 万ヘクタールの間伐の実施を目標として、集中的に間伐の実施を促進してきた。このため、本県においても、平成 20 年度から平成 24 年度の 5 年間で、民有林の間伐と造林の面積 74,000ha（年平均 14,800ha）を目標として、間伐等の実施の促進に取り組んできたところである。

国は、森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性並びに我が国の国際的な責務を踏まえ、引き続き、間伐等の実施を促進し、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間に、全国で年平均 52 万 ha の間伐を実施することを目標としている。また、主伐後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進することとしている。

本県では、森林資源が成熟しつつあることから、産業振興と環境保全を両立させる「循環型林業」の実現に向けて「伐って・使って・植えて・育てる」施策を実施している。

こうした施策の効果で、製材工場の規模の拡大や高品質化、製材品の県外出荷のほか、合板工場での国産材利用の推進、温浴施設等でのバイオマスボイラー導入やバイオマス発電の事業化が決定するなど、木材を使っていく体制が急速に構築されつつあり、その需要に向けて供給していくため、主伐材や間伐材の搬出が必要となってきた。

これらのことから、本県では、国が進める森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に加え、循環型林業の実現に向けた木材生産等のため、引き続き、間伐等の実施を促進することとし、地域森林計画の計画量等から、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間に県内民有林において促進すべき間伐の目標面積は、39,200ha（年平均 4,900ha）とする。

2 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が設定する特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき特定間伐等促進区域については、以下の考え方で設定するものとする。

- ① 地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、間伐を必要とする森林であること
- ② 造林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること
- ③ 特定間伐等（作業路網等の施設（間伐特措法第5条第2項第3号ハの施設をいう。）の設置を含む）を実施することが適当と認められる森林であること
- ④ 特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定すること

3 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村が策定する特定間伐等促進計画については、以下の考え方で策定するものとする。

- ① 事業の実施方法等
間伐の実施面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期等の計画事項は、市町村森林整備計画に照らして適当と認められることであることを確認したうえで計画に登載すること
計画の様式については、別添の様式を参考とすること
- ② 事業実施の確実性
事業実施主体の施業能力、資金計画、森林所有者等の意向等からみて、事業が確実に実施されると見込まれるものであること
- ③ 目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施
特定間伐等の実施の促進の目標達成に向けて、適切な施業が行われていないと認められる人工林における間伐の実施、造林未済地の早期の解消に向けた造林等についての促進に十分に配慮すること
- ④ 関係者の合意形成等
地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、森林組合等の林業事業者による提案制度を活用して計画を作成すること

4 その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

特定間伐等促進計画には、原則として次の事項を配慮事項として定めるものとする。

- ① 森林経営計画に基づく森林施業の推進
面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画（森林法第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。
- ② 施業の集約化等の取組の推進
市町村や間伐実施者は、森林施業の受委託契約や施業実施協定の締結又は「木材生産団地」（島根県木材生産団地設定要領平成19年3月28日付け森第1832号）の設定を推進する等、施業の集約化等の取り組みの推進に努めること。
- ③ 路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備の推進に努めることとし、特に森林作業道は、「しまねで目指す道づくり～壊れにくい林内路網整備に向けて～」に基づき開設すること。

④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

地域の地形・地質等の特性に応じた路網の整備、森林施業の集約化（「木材生産団地化」）や高性能林業機械の導入等により施業の合理化を図ること。

また、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

⑤ 間伐材の利用の推進

間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成と木材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努めること。

⑥ 人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成に努めること。

(別記参考様式)

特定間伐等促進計画

島根県〇〇市（町村）

平成〇年〇月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、平成25年度から平成32年度までの8年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、39,200ha（年平均4,900ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から平成32年度までの8カ年間で〇〇〇〇ha（年平均〇〇〇ha）の間伐を行うことを、本〇〇市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地勢図相当又は1/5000森林基本図の図面に図示する。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域を設定する。

3 特定間伐の実施計画

(1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況				間伐の内容			対図番号又は林小分班名	交付金希望	備考	
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小分班	面積	樹種又は林相	林齢	立木材積	適用	間伐の方法	間伐立木材積				間伐率(材積率)

- ※ 枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。
- ※ 間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。
- ※ 事業主体ごとに集計する。

(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林の内容							対凶番号又は林小班名	交付金希望	備考	
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班	造林面積	うち人工造林				うち天然更新					
							植栽面積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積	天然更新時期				天然更新樹種

- ※ 人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。
- ※ 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。
- ※ 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容（植栽時期を除く。）及び対凶番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。
- ※ 事業主体ごとに集計する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所		内容	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)			

※普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

(4) 作業路網

事業 実施 主体	事業 実施 年度	路網起点				路網終点				路線 名	路網整備の 内容			対 図 番 号 又 は 林 小 分 班 名	交 付 金 希 望	備 考
		都 道 府 県	市 町 村	字 (大字) 又 は 林 班	地 番 又 は 小 分 班	都 道 府 県	市 町 村	字 (大字) 又 は 林 班	地 番 又 は 小 班		開 設 延 長	幅 員				

※ 事業主体ごとに集計する。

(5) その他の施設

事業 実施 主体	事業 実施 年度	所在場所				施設 名	数 量	対 図 番 号 又 は 林 小 分 班 名	交 付 金 希 望	備 考
		都 道 府 県	市 町 村 (郡)	字 (大字) 又 は 林 班	地 番 又 は 林 小 分 班					

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院 1/25000 地勢図相当の図面又は 1/5000 森林基本図に図示)

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・ 対図番号又は林小班名を表示

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関する事。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。
- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。

6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成と木材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関する事。